

《関西広告審査協会 会員社研修会の開催報告》

2019年度4回目となる「関西広告審査協会 会員社研修会」は、

【化粧品・健康食品の広告表示について】

のテーマで2019年11月13日（水）午後2時から、講師に兵庫県健康福祉部健康局 薬務課から薬務指導班長の山田わかば氏を招いて、大阪市北区の大阪大学中之島センター10階佐治敬三メモリアルホールで実施。会員および関係者53名が参加しました。

講演では、はじめに以下の4項目のテーマに沿って法制の解釈や解説が行われました。

1. 医薬品の広告とは
2. 化粧品の広告・表示の留意点
3. 健康食品の広告・表示の留意点
4. 違反事案と法改正

1) **医薬品の広告について**：主に「医薬品医療機器等法」における広告の規制を中心に同法の66条（誇大広告等）に示されている効能、効果、性能の明示的、暗示的（イラスト、図面、写真など）な記述や広告の禁止、同68条の承認前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の広告禁止事項などを講演。

2) **化粧品の広告・表示の留意点**：ここでは「医薬品等適正広告基準」に沿って化粧品の効果・効能の範囲などが具体的に示されました。

3) **健康食品の広告・表示の留意点**：このテーマでは「医薬品医療機器等法」と健康食品の関連で、医薬品と、食品の分類である健康食品との関係で紛らわしい表現の禁止や「健康増進法」31条、「食品衛生法」第20条で定められている（誇大表示の禁止）（虚偽表示等の禁止）の解説、また、医薬品としての成分本質（原材料）とそう判断しない原材料についてそれぞれ『医薬品リスト』『非医薬品リスト』の紹介、健康食品の広告表示における違反事例（例：がんに効く・高血圧の改善・動脈硬化を防ぐ・疲労回復・細胞の活性化・血液さらさら等）、不適切な表現事例（心臓の弱い方に・じわじわと効果・医薬品と誤解されるような用法、用量の表記など）が示されました。

4. **違反事案と法改正**：健康食品と化粧品についての直近の違反事例として「がん細胞が自滅」・「やせることが約束されたダイエット」として医薬品として承認されてない健康食品の販売で逮捕や書類送検された事例や、化粧品のクリームチラシで関節の炎症、痛みの抑制」「肩こり、疲れの改善」などの表記でチラシの回収やホームページの改善指導の実例が報告されました。最後に虚偽・誇大広告に対する課徴金制度の創設等を盛り込んだ改正「医薬品医療機器等法」が今の国会で審議されているとの紹介がありました。